

財産債務調書制度
(FAQ)

令和 2 年 12 月

国 税 庁

用語の意義

このFAQにおいて使用している省略用語の意義は、次のとおりです。

国外送金等調書法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）をいいます。
国外送金等調書令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成9年政令第363号）をいいます。
国外送金等調書規則	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成9年大蔵省令第96号）をいいます。
通達	平成25年3月29日付課総8-1ほか3課共同「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）をいいます。
所基通	昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達」をいいます。
評基通	昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」をいいます。

目 次

I 通則

【制度の概要等】

- Q 1 財産債務調書制度の概要について教えてください。…………… 1
- Q 2 財産債務調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。…………… 4
- Q 3 12月31日において保有する財産の価額の合計額が3億円以上であるかどうか又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定するに当たって、含み損があるデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。…………… 5

II 財産債務調書の記載事項等

【基本的な考え方】

- Q 4 財産債務調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。…………… 6
- Q 5 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等は、その財産債務の用途別（一般用及び事業用の別）に記載することとされています。保有する財産債務の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。…………… 10
- Q 6 財産債務の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 10
- Q 7 避暑用のリゾートマンション（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 10
- Q 8 証券会社に特定口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。…………… 11
- Q 9 証券会社に非課税口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。…………… 11
- Q 10 国内外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は財産債務調書への記載の対象になりますか。…………… 12

【事業用の財産の価額及び債務の金額の記載】

- Q 11 個人で事業を営んでいます。12月31日現在の事業上の売掛金が多数あります。これらの売掛金についても所在別に記載する必要がありますか。…………… 12
- Q 12 不動産賃貸業を営んでいます。12月31日現在の未払金や預り保証金が多数あります。これらの債務についても所在別に記載する必要がありますか。…………… 13

【財産の所在の記載事項】

- Q 13 財産債務調書に記載する「財産」の所在は、どのように判定するのですか。… 13
- Q 14 財産の所在について、基本的には相続税法第10条第1項及び第2項の規定によ

り判定するとのことですが、相続税法以外の規定により所在を判定する財産もあるのですか。…………… 16

Q15 有価証券等の所在は、具体的にどのように記載するのですか。…………… 16

【土地の記載事項】

Q16 借地権を保有していますが、財産債務調書にはこの借地権をどのように記載すればよいのですか。…………… 17

【委託証拠金の記載事項】

Q17 先物取引を行うに当たり、保有するA社の株式（上場株式）を委託証拠金として証券会社に預託しました。この預託した株式について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 17

【債務に係る所在】

Q18 「債務」に係る所在については、財産債務調書にどのように記載するのですか。…………… 18

【国外財産調書との関係】

Q19 「国外財産調書」を提出する場合でも、所得金額が2,000万円を超え、かつ、保有する財産の価額の合計額が3億円以上又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上である場合は、財産債務調書を提出する必要があるのですか。…………… 18

Ⅲ 財産の価額等

【基本的な考え方】

Q20 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における時価によらなければならないのですか。…………… 21

Q21 財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。…………… 21

Q22 財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。…………… 21

Q23 財産債務調書に記載する財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。…………… 22

【財産の見積価額】

Q24 財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体的に教えてください。…………… 22

【有価証券の価額等】

Q25 金融商品取引所等に上場等していない法人の株式を保有しています。その法人の決算期は毎年12月末ですが、各期の決算が確定する時期が翌年の3月末です。この場合、この株式の見積価額をどのように算定すればよいのですか。…………… 26

Q26 ストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。…………… 26

Q27 財産債務調書には、有価証券等の取得価額を記載する必要があるとのことですが、どのように取得価額を算定すればよいのですか。…………… 26

【匿名組合契約の出資の持分の価額】

Q28 匿名組合に出資をしています。その匿名組合の計算期間は毎年12月末日に終了しますが、計算書は翌年の3月末に送付されています。この場合、その出資の持分の見積価額をどのように算定すればよいのですか。…………… 27

【家庭用動産の価額】

- Q29 自宅に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 28
- Q30 自宅に多数の指輪やネックレスなどを所有しています（事業用ではありません）。この場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 28

【保険に関する権利の価額】

- Q31 生命保険に加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。
- なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。…………… 29

【定期金に関する権利の価額】

- Q32 生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。…………… 29

【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資の価額】

- Q33 不動産投資を目的とした民法上の組合に対して出資していますが、財産債務調書には出資額を記載すればよいのですか。…………… 30

【信託に関する権利の価額】

- Q34 保有している国債を金融機関に信託して運用しています。このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。…………… 30

【預託金等の価額】

- Q35 リゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、リゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も財産債務調書への記載の対象になりますか。…………… 31

【無体財産権の価額】

- Q36 特許権（無体財産権）を保有していますが、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。…………… 31

【暗号資産の価額】

- Q37 暗号資産の価額は、どのように記載すればよいですか。…………… 32

【共有財産の価額】

- Q38 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。…………… 33

【相続により取得した財産の価額】

- Q39 財産債務調書の提出義務の判断に当たって、財産の相続があった場合におけるその価額の算定方法について教えてください。…………… 33
- Q40 昨年親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年12月31日において自分自身が保有している財産の価額の合計額が8,000万円あり、総所得金額は2,000万円を超えています。相続する財産の価額については、確定していませんが、3億円以上あると思われます。この場合、財産債務調書の提出義務はありますか。…………… 34

【借入金で取得した財産の価額】

- Q41 財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。…………… 34

【外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法】

- Q42 財産債務調書に記載する財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。…………… 35

IV 債務の金額

【基本的な考え方】

- Q43 債務の「金額」とは、どのような金額をいうのですか。…………… 36

【連帯債務等の金額】

- Q44 金融機関からの借入金について連帯して債務を負っている場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 36

【外貨で表示されている債務の邦貨換算の方法】

- Q45 財産債務調書に記載する債務の金額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている債務の金額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。…………… 36

V 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

- Q46 財産債務調書の提出等をしている場合の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。…………… 37

【加重措置の適用要件】

- Q47 所得税等の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。…………… 38

【加重措置における「財産債務に係る所得税等の申告漏れ」とは】

- Q48 過少申告加算税等の加重措置における、「財産債務に係る所得税等の申告漏れ」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。…………… 39

【財産債務調書の提出ができないこと又は記載ができないことについて「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは】

- Q49 所得税の税務調査の際に、財産債務調書に記載すべき相続した財産に係る申告漏れを指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは具体的にどういった場合が該当するのか教えてください。…………… 39

- Q50 所得税の税務調査の際に、一昨年相続した相続財産について申告漏れを指摘されました。昨年の12月31日において保有している財産は、その存在を把握していた相続財産A（価額4億円）及びその存在を知り得ることが困難であると認められる相続財産B（価額4億円）のみです。昨年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が3,000万円である場合で、昨年分の財産債務調書を提出していなかったときに、相続財産Bに係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。…………… 40

【年の途中で財産債務を有しなくなった場合】

- Q51 令和3年中に国内で保有していたB社株式の全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産

債務調書は、どの年分の財産債務調書になりますか。…………… 40

【提出期限後に提出された財産債務調書の取扱い】

Q52 提出期限内に財産債務調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。…………… 41

VI その他

【提出した財産債務調書に誤りがあった場合】

Q53 提出した財産債務調書の記載内容に誤りのあった場合の訂正方法について教えてください。…………… 43

I 通則

【制度の概要等】

Q 1 財産債務調書制度の概要について教えてください。

(答)

- 財産債務調書制度は、所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の確定申告書を提出しなければならない方が、その年の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産^(注)を有する場合に、財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額などを記載した「財産債務調書」を、翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出していただく制度です（国外送金等調書法6の2①本文）。

財産債務調書を提出しなければならない方の詳細についてはQ2を、財産債務調書の記載事項についてはQ4～Q19をご参照ください。

(注) 国外転出特例対象財産とは、国外転出時課税制度（所得税法60の2、60の3）の対象となる次の財産をいいます（国内に所在するか国外に所在するかを問いません。）（国外送金等調書法6の2①本文、所得税法60の2①～③）。

- 1 所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券又は所得税法第174条第9号に規定する匿名組合契約の出資の持分
- 2 決済していない金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第156条の24第1項に規定する信用取引又は所得税法施行規則第23条の4に規定する発行日取引に係る権利
- 3 決済していない金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利

なお、国外転出特例対象財産は、財産債務の区分としては、(六)有価証券、(七)匿名組合契約の出資の持分、(八)未決済信用取引等に係る権利、(九)未決済デリバティブ取引に係る権利に分類されるものが該当し、財産債務調書合計表上では⑨欄の金額（⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫及び⑬欄の金額の合計額）となります（「財産債務の区分」については、Q4をご参照ください）。

- なお、相続開始の日の属する年（相続開始年）の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（以下「相続財産債務」といいます。）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します（国外送金等調書法6の2②）。

[参考] 「財産債務調書合計表」

FA 6 0 0 3

税務署長 令和 年 1 月 3 1 日 分 財産債務調書合計表

住所 (又は 事業所 事務所 等)	個人番号 フリガナ 氏名 性別 職業 電話番号 (自宅・勤務先・携帯)	提出用 平成二十八年十二月三十一日分以降用 ※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑥欄から⑧欄への記載は要しません。
整理番号 		

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 15	
建物 ②		貴金属類 16	
山林 ③		動産 17	
現金 ④		(④、⑭、⑳以外) 保険の契約に関する権利 18	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 19	
有価証券 上場株式 ⑥		の預託金等 20	
取得価額 ㉗		組合等に対する出資 21	
特定有価証券を除く 非上場株式 ⑦		の信託に関する権利 22	
取得価額 ㉘		財産 無体財産権 23	
株式以外の有価証券 ⑧		暗号資産 24	
取得価額 ㉙		その他の財産(上記以外) 25	
特定有価証券※ ⑨		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 26	
匿名組合契約の出資の持分 ⑩		財産の価額の合計額 27	
取得価額 ㉚		国外財産調書に記載した国外拠出特別対象財産の価額の合計額 28	
未決済信用取引等に係る権利 ⑪		国外拠出特別対象財産の価額の合計額 ㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟ 29	
取得価額 ㉛		債務の区分	債務の金額
未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫		借入金 30	
取得価額 ㉜		未払金 31	
貸付金 ⑬		その他の債務 32	
未収入金 ⑭		債務の金額の合計額 33	

備考 ※訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。

税理士
署名押印

電話番号 - -

通信日付印	確認印	異動年月日	身元確認
枚数		区分	

(R3.1)

○ 「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「申告手続・用紙(法定調書関係)」に掲載しています。カラープリンタで出力した場合、そのまま提出用として使用できます。

また、税務署の窓口で入手することができます。

なお、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで所得税等の確定申告書を作成される場合は、当該申告書の作成に続けて「財産債務調書」を作成することができます。

○ 令和3年1月1日以降に提出する「財産債務調書合計表」において「暗号資産」欄が追加されました。

(注) 資金決済に関する法律の改正により、「仮想通貨」の呼称が「暗号資産」に変更されました。

Q 2 財産債務調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。

(答)

○ 所得税等の確定申告書を提出する必要がある方で、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、財産債務調書を提出しなければなりません（国外送金等調書法6の2①本文）。

(1) その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額^(注1)が2,000万円を超えること

なお、「各種所得金額の合計額」には、①源泉分離課税の所得、②平成28年1月1日以降に支払を受けるべき一定の公社債の利子等のうち、確定申告しないことを選択したもの、③少額な配当所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、④内国法人から支払を受ける一定の上場株式等に係る配当等のうち確定申告をしないことを選択したもの、⑤源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したものは含まれません。

(2) その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産^(注2)又はその価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産（Q1(注)参照）を有すること（相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産については、合計額の判定から除くことができます。Q1参照）

(注)1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です（国外送金等調書令12の2⑤）。

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

- ・ 純損失や雑損失の繰越控除
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ・ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

2 国内に所在する財産のほか、国外に所在する財産を含みます。

なお、ここでいう「財産の価額」とは財産の価額の総額をいい、財産の価額から債務の金額を差し引いた金額ではありません。

[参考] 所得税等の確定申告をする必要がある方の例

○ その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える方は、原則として確定申告をしなければなりません。

ただし、給与の収入金額が2,000万円以下で、かつ、1か所から給与等の支払を受けており、その給与の全部について源泉徴収される方で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である方等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

○ このほか、所得税の申告義務の有無に関しては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の《パンフレット・手引「確定申告に関する手引き等」》をご覧ください。

- なお、財産債務調書の提出期限まで（その年の翌年の1月1日から3月15日まで）に、財産債務調書を提出しないで死亡したときは、財産債務調書の提出を要しないこととされています（国外送金等調書法6の2①ただし書）。

また、年の中で死亡した場合には、その死亡した年分の所得税等の確定申告書を提出する必要がある場合であっても、その死亡した年の12月31日分の財産債務調書を提出する必要はありません。

Q3 12月31日において保有する財産の価額の合計額が3億円以上であるかどうか又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定するに当たって、含み損があるデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。

(答)

- その年の12月31日において保有する財産の価額の合計額が3億円以上であるかどうかを判定するに当たっては、含み損のあるデリバティブ取引や信用取引等に係る権利の価額を含めて判定します。

- なお、その年の12月31日において決済していない信用取引等又はデリバティブ取引に係る権利の価額については、見積価額として、その年の12月31日において決済したとみなして算出した利益の額又は損失の額とすることができます（Q24参照）。

この場合、含み損のある信用取引等又はデリバティブ取引に係る権利について、その価額（見積価額）が負（マイナス）となる場合には、財産の価額の合計額を算定する際に、他の財産の価額と通算して計算します。

- これは、その年の12月31日において保有する国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定するに当たっても同様です。

II 財産債務調書の記載事項等

【基本的な考え方】

Q 4 財産債務調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）^{（注1）}のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。

（答）

○ 財産債務調書には、財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額その他必要な事項を記載することとされています。

具体的には、次の「[参考]財産債務の区分及び記載事項」（国外送金等調書規則別表第三上欄）の「財産債務の区分」に応じて、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」又はその債務の「金額」を記入します（国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令12の2⑥、国外送金等調書規則15①）。

なお、「事業用」とは、この財産債務調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

また、「財産債務の区分」のうち、「(六) 有価証券」（特定有価証券^{（注2）}を除く。）、「(七) 匿名組合契約の出資の持分」、「(八) 未決済信用取引等に係る権利」及び「(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利」に区分される財産については、「取得価額」の記入も必要です（取得価額の例については、Q27をご参照ください。）。

（注）1 マイナンバー（個人番号）の記載は、平成29年1月1日以後に提出すべき（平成28年12月31日分）財産債務調書から必要とされていますので、平成27年12月31日における財産債務について平成28年3月15日までに提出すべき財産債務調書には個人番号を記載する必要はありません（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則101④）。

2 「特定有価証券」とは所得税法施行令第170条第1項に規定する有価証券をいい、具体的には、新株予約権その他これに類する権利で株式を無償又は有利な価額により取得することができるもののうち、その行使による所得の全部又は一部が国内源泉所得となるものをいいます（国外送金等調書規則別表第三備考三）。

なお、本規定は平成29年1月1日から施行されており、平成28年12月31日分財産債務調書から適用されています。

[参考]財産債務の区分及び記載事項（国外送金等調書規則別表第三 抜粋）

財産債務の区分	記載事項
(一) 土地	用途別及び所在別の地所数、面積及び価額
(二) 建物	用途別及び所在別の戸数、床面積及び価額
(三) 山林	用途別及び所在別の面積及び価額
(四) 現金	用途別及び所在別の価額
(五) 預貯金	種類別（当座預金、普通預金、定期預金等の別）、用途別及び所在別の価額
(六) 有価証券	種類別（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額（特定有価証券にあっては、種類別、用途別及び所在別の数量及び価額）
(七) 匿名組合契約の出資の持分	種類別（匿名組合の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額

(八)未決済信用取引等に 係る権利	種類別（信用取引及び発行日取引の別並びに銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び 価額並びに取得価額
(九)未決済デリバティ ブ取引に係る権利	種類別（先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別及び銘柄の別）、用途別及び 所在別の数量及び価額並びに取得価額
(十)貸付金	用途別及び所在別の価額
(十一)未収入金（受取 手形を含む。）	用途別及び所在別の価額
(十二)書画骨とう及び 美術工芸品	種類別（書画、骨とう及び美術工芸品の別）、用途別及び所在別の数量及び価額（1点 10万円未満のものを除く。）
(十三)貴金属類	種類別（金、白金、ダイヤモンド等の別）、用途別及び所在別の数量及び価額
(十四)（四）、（十二）及 び（十三）に掲げる財 産以外の動産	種類別（（四）、（十二）及び（十三）に掲げる財産以外の動産について、適宜に設けた区 分）、用途別及び所在別の数量及び価額（1個又は1組の価額が10万円未満のものを除 く。）
(十五)その他の財産	種類別（（一）から（十四）までに掲げる財産以外の財産について、預託金、保険の契 約に関する権利等の適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額
(十六)借入金	用途別及び所在別の金額
(十七)未払金（支払手 形を含む。）	用途別及び所在別の金額
(十八)その他の債務	種類別（前受金、預り金など適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び金額

- また、上記財産債務の区分（国外送金等調書規則別表第三上欄に規定）のうち、次に掲げる財産債務の区分に該当する財産債務の「所在」の記載に当たっては、「その他必要な事項」として、所在地のほか、債務者等の氏名又は名称等を記載してください（国外送金等調書法6の2①本文、通達6の2-4、6の2-5、6の2-6、6の2-7）。

[参考] 財産債務の所在（氏名又は名称）の記載要領

財産債務の区分	氏 名 又 は 名 称
(五) 預貯金	預貯金を預け入れている金融機関の名称及び支店名
(六) 有価証券	有価証券の保管等を委託している場合には、有価証券取引に係る金融機関の名称及び支店名
(七) 匿名組合契約の出資の持分	金融機関に取引を委託している場合には、その名称及び支店名
(八) 未決済信用取引等に係る権利	金融機関に取引を委託している場合には、信用取引等に係る金融機関の名称及び支店名
(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利	金融機関に取引を委託している場合には、デリバティブ取引に係る金融機関の名称及び支店名
(十) 貸付金	貸付金に係る債務者の氏名又は名称
(十一) 未収入金（受取手形を含む。）	未収入金に係る債務者の氏名又は名称
(十五) その他の財産	預託金等の預入れ先の氏名又は名称
(十六) 借入金	借入金に係る債権者の氏名又は名称
(十七) 未払金（支払手形を含む。）	未払金に係る債権者の氏名又は名称
(十八) その他の債務	預り金等の預り先の氏名又は名称

- 財産の所在の判定についての詳細は、Q13をご確認ください。
- 財産債務調書の記載例については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「申告手続・用紙（法定調書関係）」に掲載していますので、ご覧ください。

Q 5 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等は、その財産債務の用途別（一般用及び事業用の別）に記載することとされています。保有する財産債務の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。

(答)

- 事業用の財産債務とは、財産債務調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供している財産債務をいいます。
また、一般用の財産債務とは、当該事業又は業務の用に供する以外の財産債務をいいます(国外送金等調書規則別表第三備考一)。

Q 6 財産債務の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産債務の区分（Q 4 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています(国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 15①)。
- なお、財産債務調書に記載すべき財産債務の用途が、「一般用」及び「事業用」の兼用である場合には、財産債務調書を提出する方の事務負担を軽減する観点から、一般用部分と事業用部分とを区分することなく、財産債務調書に記載することができます(通達 6 の 2-4、6 の 2-6)。その場合には、財産債務調書の記載に当たり、「用途」欄には「一般用、事業用」と記載し、「価額」欄は、用途別に区分することなく算定した財産の価額又は債務の金額を記載して差し支えありません。

Q 7 避暑用のリゾートマンション（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産債務の区分（Q 4 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています(国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 15①)。
- なお、財産債務調書に記載すべき財産が同別表に規定する 2 以上の財産の区分からなる財産で、それぞれの財産の区分に分けて財産の価額を算定することが困難な場合には、財産債務調書を提出される方の事務負担を軽減する観点から、これらの財産は一体のものとしてその財産

の価額を算定し、いずれかの財産の区分にまとめて記載することができます(通達6の2-4)。

- お尋ねのリゾートマンション(土地付建物)については、財産債務調書の各欄に次のとおり記載してください。

[参考] 2以上の財産からなる財産債務に係る財産債務調書(各欄)の記載要領

各 欄	記 載 要 領
財産債務の区分	「建物」
用 途	「一般用」
所 在	リゾートマンションが所在する「住所」
数 量	上段に「戸数」、下段に「床面積」
価 額	建物及び土地の合計額
備 考	価額には「土地を含む」旨

Q 8 証券会社に特定口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分(Q4[参考]参照)に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)及び「所在別」に記載することとされています(国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令12の2⑥、国外送金等調書規則15①)。

また、有価証券に区分される財産については、「種類別」は「株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別」とすることとされています(国外送金等調書規則別表第三)。

- しかしながら、特定口座内に保有する上場株式等については、「種類別」のうち「銘柄の別」の記載をせず、所在別、株式、公社債、投資信託等の別に一括して価額及び取得価額を記載して差し支えありません(通達6の2-4(4))。
- なお、特定口座内で上場株式等の信用取引又は発行日取引を行っている場合で、その年の12月31日において決済していないものについては、財産債務の区分のうち「未決済信用取引等に係る権利」に区分される財産に該当しますが、当該口座内の当該信用取引等に係る権利についても、「種類別」のうち「銘柄の別」の記載をせず、所在別、株式、公社債、投資信託等の別に一括して価額及び取得価額を記載して差し支えありません。

Q 9 証券会社に非課税口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 非課税口座内に保有する上場株式等については、「種類別」、「用途別」及び「所在別」の数

量及び価額並びに取得価額を記載することとされています。「種類別」については、「銘柄別」に区分することなく、株式、公社債、投資信託等の別に一括して価額及び取得価額を記載します（通達6の2-4(4)）。

Q10 国内外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は財産債務調書への記載の対象になりますか。

(答)

- 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する暗号資産などの財産的価値のある暗号資産を12月31日において保有している場合、財産債務調書への記載が必要になります（国外送金等調書法6の2①本文）。
- 暗号資産は、財産の区分のうち、「その他の財産」に該当しますので、財産債務調書には、暗号資産の種類別（ビットコイン等）、用途別及び所在別^(注)に記載してください（国外送金等調書令12の2⑥、国外送金等調書規則15①、別表第三）。
(注) 暗号資産の所在については、国外送金等調書規則第12条第3項第6号及び第15条第2項の規定により、その財産を有する方の住所（住所を有しない方にあつては、居所）の所在となります。
- 暗号資産を預けている暗号資産取引所の所在が国内か国外かについては、財産債務調書への記載の要否に影響はありません。

【事業用の財産の価額及び債務の金額の記載】

Q11 個人で事業を営んでいます。12月31日現在の事業上の売掛金が多数あります。これらの売掛金についても所在別に記載する必要がありますか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（Q4[参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令12の2⑥、国外送金等調書規則15①）。
- したがって、財産債務調書の記載に当たり、売掛金など事業上の債権についてはその所在別（相手方の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在）にその価額を記載することとなります。
- しかしながら、財産債務調書を提出する方の事務負担を軽減する観点から、「未収入金」又は「その他の財産」に区分される財産のうち、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する債権であり、かつ、その年の12月31日における価額が100万円未満のものについては、所在別に記載をせず、その件数と総額を記載することとして差し支えありません（通達6の2-4(5)）。

Q12 不動産賃貸業を営んでいます。12月31日現在の未払金や預り保証金が多数あります。これらの債務についても所在別に記載する必要がありますか。

(答)

- 財産債務調書に記載する債務の金額等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する債務の区分(Q4[参考]参照)に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)及び「所在別」に記載することとされています(国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令12の2⑥、国外送金等調書規則15①)。
- したがって、財産債務調書の記載に当たり、未払金や預り保証金など事業上の債務についてはその所在別(相手方の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在)にその金額を記載することとなります。
- しかしながら、「未払金」又は「その他の債務」に区分される債務のうち、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する債務であり、かつ、その年の12月31日における金額が100万円未満のものについては、所在別に記載をせず、その件数と総額を記載することとして差し支えありません(通達6の2-6(2))。

【財産の所在の記載事項】

Q13 財産債務調書に記載する「財産」の所在は、どのように判定するのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の所在については、基本的には財産の所在の判定について定める相続税法第10条の規定によることとされ、同条第1項及び第2項に掲げる財産については、これらの規定の定めるところによることとされています(国外送金等調書法6の2③、国外送金等調書令10、12の2①)。
- なお、有価証券等^(注1)が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿^(注2)に記載等がされているものである場合等におけるその有価証券等の所在については、相続税法第10条第1項及び第2項等の規定にかかわらず、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在によることとされています(国外送金等調書令10②、12の2①、国外送金等調書規則12③ただし書・④、15③、通達6の2-5)。

(注) 1 「有価証券等」とは具体的には次のものをいいます。

- ① 貸付金債権(相続税法第10条第1項第7号に掲げる財産)に係る有価証券
- ② 社債若しくは株式、法人に対する出資又は外国預託証券(相続税法第10条第1項第8号に掲げる財産)
- ③ 集団投資信託又は法人課税信託に関する権利(相続税法第10条第1項第9号に掲げる財産)に係る有価証券
- ④ 国債又は地方債(相続税法第10条第2項に規定する財産)
- ⑤ 外国等の発行する公債(相続税法第10条第2項に規定する財産)
- ⑥ 抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書(国外送金等調書規則第12条第3項

第2号に規定する財産)

⑦ 組合契約等に基づく出資（国外送金等調書規則第12条第3項第3号に規定する財産）に係る有価証券

⑧ 信託に関する権利（国外送金等調書規則第12条第3項第4号に規定する財産）に係る有価証券

2 「金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に規定する振替口座簿をいい、外国におけるこれに類するものを含みます。

○ その年の12月31日において保有する各財産の所在の具体的な記載については、その財産の現況により、次表により記載します。

財産の所在の記載一覧表

	財産及び債務の種類	所在の記載	
1	動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利	その動産又は不動産の所在	
2	1のうち、船舶又は航空機	船籍又は航空機の登録をした機関の所在 ^(注1)	
3	鉱業権若しくは租鉱権又は採石権	鉱区又は採石場の所在	
4	漁業権又は入漁権	漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画	
5	金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金 ^(注2)	その預金等の受入れをした営業所又は事業所の所在	
6	保険金（保険の契約に関する権利を含みます。） ^(注3)	その保険の契約に係る保険会社等の本店等又は主たる事務所の所在	
7	退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（一定の年金又は一時金に関する権利を含みます。） ^(注4)	その給与を支払った者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在	
8	貸付金債権	その債務者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在 ^(注5)	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注8)
9	社債若しくは株式（株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含みます。）が含まれます。）、法人に対する出資又は外国預託証券 ^(注6、7)	その社債若しくは株式の発行人、その出資のされている法人又は外国預託証券に係る株式の発行人の本店又は主たる事務所の所在	
10	集団投資信託又は法人課税信託に関する権利	これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在	
11	特許権、実用新案権、意匠権若しくはこれらの実施権で登録されているもの、商標権又は回路配置利用権、育成者権若しくはこれらの利用権で登録されているもの	その登録をした機関の所在	
12	著作権、出版権又は著作隣接権でこれらの権利の目的物が発行されているもの	これを発行する営業所又は事業所の所在	
13	1から12までの財産を除くほか、営業所又は事業所を有する者の営業上又は事業上の権利	営業所又は事業所の所在	
14	国債又は地方債	この法律の施行地（国内）	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注8)
15	外国又は外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債	その外国	
16	預託金又は委託証拠金その他の保証金（5に該当する財産を除きます。）	左記の預託金等の受入れをした営業所又は事務所その他これらに類するものの所在	
17	抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書	左記の有価証券の発行者の本店又は主たる事務所の所在	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注8)
18	組合契約等に基づく出資	左記の組合契約等に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに類するものの所在	
19	信託に関する権利	その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに類するものの所在	
20	未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引に係る権利	これらの取引に係る契約の相手方である金融商品取引業者等の営業所、事業所その他これらに類するものの所在	
21	1から20までに掲げる財産以外の財産	その財産を有する者の住所（住所を有しない場合は居所）	

(注) 1 船籍のない船舶については、相続税法基本通達10-1に基づき、動産としてその所在を判定します。
 2 「金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金」とは、相続税法施行令第1条の13に規定するものをいいます。
 3 「保険の契約に関する権利」の所在については、国外送金等調書規則第12条第2項の規定の適用があります。
 4 「一定の年金又は一時金に関する権利」とは、相続税法施行令第1条の3に定める年金又は一時金に関する権利（これらに類するものを含みます。）をいいます。
 5 債務者が2以上ある場合には、主たる債務者とし、主たる債務者がいないときは、相続税法施行令第1条の14により判定した一の債務者となります。
 6 「外国預託証券」とは、相続税法施行令第1条の15《有価証券》に規定する外国預託証券をいいます。
 7 「株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含みます。）」の所在については、国外送金等調書規則第12条第2項の規定の適用があります。
 8 左記の財産に係る有価証券が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合の取扱いです。

Q14 財産の所在について、基本的には相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定により判定するとのことですが、相続税法以外の規定により所在を判定する財産もあるのですか。

(答)

- 相続税法に規定する社債、株式等の有価証券等（以下「有価証券等」といいます。）のうち一定のものについては、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、国外送金等調書令第 12 条の 2 第 1 項が準用する同法第 10 条第 2 項の規定により所在を記載します（Q15 参照）。
- また、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する財産以外の財産で、次に掲げる財産については、国外送金等調書規則第 12 条第 3 項の規定により、それぞれ次によりその所在を記載します（国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 12③、15②）。
 - (1) 預託金又は委託証拠金その他の保証金
預託金又は委託証拠金その他の保証金の受入れをした営業所又は事務所その他これらに類するものの所在（国外送金等調書規則 12③一）
 - (2) 抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証券等
これらの有価証券の発行者の本店又は主たる事務所の所在（国外送金等調書規則 12③二）
 - (3) 組合契約等に基づく出資
これらの契約に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに類するものの所在（国外送金等調書規則 12③三）
 - (4) 信託に関する権利（集団投資信託又は法人課税信託に関する権利及び上記(1)から(3)までの財産に該当するものを除きます。）
その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに類するものの所在（国外送金等調書規則 12③四）
 - (5) 未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引に係る権利
これらの取引に係る契約の相手方である金融商品取引業者等の営業所、事業所その他これらに類するものの所在（国外送金等調書規則 12③五）
 - (6) 上記以外の財産
その財産を有する方の住所（住所を有しない方にあつては、居所）の所在（国外送金等調書規則 12③六）
- なお、上記(2)から(4)の財産に係る有価証券のうち一定のものについては、国外送金等調書規則第 12 条第 3 項ただし書の規定により所在を記載します（Q13 参照）。

Q15 有価証券等の所在は、具体的にどのように記載するのですか。

(答)

- 財産の所在の記載については、基本的には財産の所在について定める相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定によることとされ、これらの項に規定する財産については、これらの項の定めるところによることとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 10①、12 の 2 ①）。

- ただし、有価証券等が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在により記載することとされています（国外送金等調書令 10②、12 の 2 ①、国外送金等調書規則 12③ただし書、通達 6 の 2 - 5）。

【土地の記載事項】

Q16 借地権を保有していますが、財産債務調書にはこの借地権をどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（Q 4 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 15①）。
- 借地権については、「財産債務の区分」のうち「土地」に該当するものとして記載してください。

【委託証拠金の記載事項】

Q17 先物取引を行うに当たり、保有する A 社の株式（上場株式）を委託証拠金として証券会社に預託しました。この預託した株式について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引や、信用取引等を行う際に、委託証拠金その他の保証金として現金又は有価証券を証券会社等に預託することがあります。
- この委託証拠金その他の保証金として預託した現金又は有価証券については、次のように取り扱います。
- (1) 預託した現金
財産の区分のうち「その他の財産」に該当し、財産債務調書には、種類別、用途別、所在別の数量及び価額を記載します。
 - (2) 預託した有価証券（いわゆる代用有価証券）
財産の区分のうち「有価証券」（特定有価証券（Q 4（注 2）参照）を除く。）に該当し、財産債務調書には、種類別、用途別、所在別の数量及び価額^(注)並びに取得価額を記載します（通達 6 の 2 - 2(1)イ）。
- (注) 価額は、委託証拠金その他の保証金として取り扱われた金額（いわゆる代用価格に基づく金額）ではなく、当該有価証券の時価又は見積価額を記載します。

- したがって、委託証拠金として預託した株式については、区分欄には「有価証券」と、種類欄には「上場株式（A社）」と記載します。

【債務に係る所在】

Q18 「債務」に係る所在については、財産債務調書にどのように記載するのですか。

(答)

- 債務に係る所在については、次のとおり記載することとされています（通達6の2-7）。
 - (1) その債務の相手方の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在を記載します。
 - (2) 所在は、所在地のほか、氏名又は名称を記載します。

【国外財産調書との関係】

Q19 「国外財産調書」を提出する場合でも、所得金額が2,000万円を超え、かつ、保有する財産の価額の合計額が3億円以上又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上である場合は、財産債務調書を提出する必要があるのですか。

(答)

- 「国外財産調書」の提出が必要な方^(注)であっても、所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上である財産又は価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産（相続開始年にその相続又は遺贈により取得した財産は除くことができます。Q1参照）を有する方は、財産債務調書の提出も必要になります（国外送金等調書法6の2①本文）。

財産債務調書の提出基準の詳細については、Q2をご参照ください。

(注) 「国外財産調書」の提出が必要な方とは、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産（相続国外財産は除くことができます。国外財産調書制度（FAQ）Q1参照）を有する方です。

- この場合、「財産債務調書」には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除く。）の記載を要しないこととされていますので（国外送金等調書法6の2③）、「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」には、「国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「国外財産調書に記載した国外財産のうち国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載してください（19頁[参考]「財産債務調書」に係る国外財産の価額の記載箇所及び20頁[参考]「財産債務調書合計表」に係る国外財産の価額の記載箇所を参照ください。）。

なお、国外に存する債務については、「財産債務調書」に記載する必要があります。

Ⅲ 財産の価額等

【基本的な考え方】

Q20 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における時価によらなければならないのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法6の2④、国外送金等調書令12の2②、国外送金等調書規則12⑤、15④）。
- これは、財産の価額について、その年の12月31日における「時価」の算定が困難な場合等も考えられることから、財産債務調書を提出される方の事務負担等を軽減する観点から時価に準ずるものとして「見積価額」によることを認めることとしているものです。
- したがって、財産債務調書に記載する財産の価額は、その財産の「時価」ではなく「見積価額」を算定し記載しても差し支えありません。
- なお、「時価」についてはQ21を、「見積価額」についてはQ22をそれぞれご確認ください。

Q21 財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。

(答)

- 財産の「時価」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます（通達6の2-8前段）。
その価額は、財産の種類に応じて、動産及び不動産等については専門家による鑑定評価額、上場株式等については、金融商品取引所等^(注)の公表する同日の最終価格等となります。
(注) 「金融商品取引所等」とは、金融商品取引所のほか、店頭登録等の公表相場があるものをいいます。

Q22 財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。

(答)

- 財産の「見積価額」とは、その財産の種類等に応じて、次の方法で算定した価額をいいます（国外送金等調書規則12⑤、15④、通達6の2-8後段、6の2-9、6の2-10）。
 - ① 事業所得の基因となる棚卸資産
その年の12月31日における「棚卸資産の評価額」
 - ② 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る減価償却資産
その年の12月31日における「減価償却資産の償却後の価額」
 - ③ 上記①及び②以外の財産
その年の12月31日における「財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額な

どを基に、合理的な方法により算定した価額」

なお、「見積価額」の具体的な算定方法については、Q24以降をご確認ください。

Q23 財産債務調書に記載する財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。

(答)

- 財産評価基本通達では、相続税及び贈与税の課税価格の計算の基礎となる各財産の評価方法に共通する原則や各種の財産の評価単位ごとの評価の方法を定めています。

財産債務調書に記載する財産の価額についても、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額として差し支えありません。

【財産の見積価額】

Q24 財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体的に教えてください。

(答)

- 財産債務調書に記載すべき財産（事業所得の基因となる棚卸資産及び不動産所得、事業所得、雑所得又は山林所得に係る減価償却資産を除きます。）の「見積価額」については、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定する必要があります。
- 合理的な方法により算定された財産の「見積価額」とは、例えば、次のような方法により算定された価額をいいます（通達6の2-9）。

財産の種類	見積価額の算定方法
土地	<ul style="list-style-type: none">○ 次のいずれかの方法により算定した価額<ul style="list-style-type: none">(1) その年の12月31日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額（地方税法第381条（固定資産課税台帳の登録事項）の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいいます。なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とします。）(2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額(3) その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額
建物	<ul style="list-style-type: none">○ 次のいずれかの方法により算定した価額<ul style="list-style-type: none">(1) その年の12月31日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額（地方税法第381条（固定資産課税台帳の登録事項）の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいいます。）

財産の種類	見積価額の算定方法
	<p>す。なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とします。)</p> <p>(2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額</p> <p>(3) その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額</p> <p>(4) 業務の用に供する財産以外のものである場合には、その財産の取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額</p> <p>(注) 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間(その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年として計算します。)の償却費の額の合計額。また、償却方法は、定額法によるものとし、その耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。</p>
山林	<p>○ 次のいずれかの方法により算定した価額</p> <p>(1) その年の12月31日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額(地方税法第381条(固定資産課税台帳の登録事項)の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいいます。なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とします。)</p> <p>(2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額</p> <p>(3) その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額</p>
預貯金	<p>○ その年の12月31日における預入高</p> <p>(注) 定期預金(定期貯金を含む。以下「定期預金等」といいます。)で、その年の12月31日において当該定期預金等に係る契約において定める預入期間が満了していないものについては、当該契約の時に預入れした元本の金額を見積価額として差し支えありません。</p>
有価証券 (金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券)	<p>○ 次のいずれかの方法により算定した価額</p> <p>(1) その年の12月31日における売買実例価額(同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額)のうち、適正と認められる売買実例価額</p> <p>(2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその有価証券を譲渡した場合における譲渡価額</p> <p>(3) (1)及び(2)がない場合には、次の価額</p>

財産の種類	見積価額の算定方法
	<p>イ 株式については、当該株式の発行人のその年の12月31日又は同日前の日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額</p> <p>ロ 新株予約権については、その目的たる株式がその年の12月31日における金融商品取引所等の公表する最終価格がないものである場合には、同日におけるその目的たる株式の見積価額から1株当たりの権利行使価額を控除した金額に権利行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額</p> <p>（注）「同日におけるその目的たる株式の見積価額」については、(1)・(2)・(3)イの取扱いに準じて計算した金額とすることができます。</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)がない場合には、取得価額</p>
匿名組合契約の出資の持分	<p>○ 匿名組合事業に係るその年の12月31日又は同日前の日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。</p> <p>ただし、営業者等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えありません。</p>
未決済信用取引等に係る権利	<p>○ 金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日以前の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、同日において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額</p>
未決済デリバティブ取引に係る権利	<p>○ 次の(1)又は(2)の方法により算定した価額</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引 取引所において公表されたその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日以前の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、同日において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下(2)において、「みなし決済損益額」といいます。）</p> <p>(2) 上記(1)以外のデリバティブ取引</p>

財産の種類	見積価額の算定方法
	<p>イ 銀行、証券会社等から入手した価額（当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限ります（以下イにおいて同じ。）。）に基づき算出したみなし決済損益額（その年の12月31日における価額がこれらの者から入手できない場合には、これらの者から入手したその年の12月31日直前の同日に最も近い日における価額に基づき算出したみなし決済損益額）</p> <p>ロ 上記イにより計算ができない場合には、備忘価額として1円</p>
貸付金	○ その年の12月31日における貸付金の元本の額
未収入金 (受取手形を含む。)	○ その年の12月31日における未収入金の元本の額
書画骨とう及び美術工芸品	<p>○ 次のいずれかの方法により算定した価額</p> <p>(1) その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日直前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額</p> <p>(2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額</p> <p>(3) (1)及び(2)による価額がない場合には、取得価額</p>
貴金属類	<p>○ 次のいずれかの方法により算定した価額</p> <p>(1) その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日直前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額</p> <p>(2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額</p> <p>(3) (1)及び(2)による価額がない場合には、取得価額</p>
上記以外の動産 (現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除く。)	<p>○ 家具、什器備品、自動車、船舶や航空機などの動産で、業務の用に供する財産以外の動産である場合は、取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額</p> <p>(注) 1 「経過年数に応ずる償却費の額」とは、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年として計算します。）の償却費の額の合計額をいいます。</p> <p>また、償却方法は、定額法によるものとし、耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。</p> <p>2 家庭用動産で、かつ、その取得価額が100万円未満のものである場合には、その年の12月31日における当該財産の見積価額については、10万円未満のものであると取り扱って差し支えありません。</p>

【有価証券の価額等】

Q25 金融商品取引所等に上場等していない法人の株式を保有しています。その法人の決算期は毎年12月末ですが、各期の決算が確定する時期が翌年の3月末です。この場合、この株式の見積価額をどのように算定すればよいのですか。

(答)

- 金融商品取引所等に上場等されていない株式については、その年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了する事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額(帳簿価額によって計算した価額)に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した金額を見積価額とすることができます(通達6の2-9(5))。
- しかしながら、その決算の確定が財産債務調書の提出期限である翌年3月15日を越える場合もあることから、その場合には、当該事業年度の一つ前の事業年度の決算書等に基づいて見積価額を算定しても差し支えありません。

Q26 ストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

- ストックオプションに関する権利の価額については、その目的となっている株式の種類に応じて、例えば、次の算式で計算した金額をその財産の価額として差し支えありません(通達6の2-9(5))。

【計算式】

(「その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」
－「1株当たりの権利行使価額」) × 「権利行使により取得することができる株式数」

- また、上記算式の「その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」については、例えば、金融商品取引所等に上場等されている株式の場合には、金融商品取引所等が公表するその年の12月31日の最終価格により、また、金融商品取引所等に上場等されていない株式の場合には、純資産価額に自己の持分割合を乗じるなどによって価額を算定します。
- なお、その年の12月31日が権利行使可能期間内に存しないストックオプションに関する権利については、財産債務調書への記載を要しません(通達6の2-2(1)口注書)。

Q27 財産債務調書には、有価証券等の取得価額を記載する必要があるとのことですが、どのように取得価額を算定すればよいのですか。

(答)

- 財産債務の区分のうち、「(六) 有価証券」(特定有価証券(Q4(注2)参照)を除く。)、 「(七) 匿名組合契約の出資の持分」、 「(八) 未決済信用取引等に係る権利」及び「(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利」に区分される財産については、その年の12月31日における価額のほ

か、取得価額の記載が必要です（国外送金等調書規則別表第三（Q4[参考]参照））。

- これらの財産に係る取得価額については、次のように算定することができます（通達6の2-11）。

財産の種類	取得価額の算定方法
有価証券・匿名組合契約の出資の持分	<p>○ 次のいずれかの方法により算定した価額</p> <p>(1) 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額</p> <p>(2) 相続（限定承認を除く。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認を除く。）又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額</p> <p>(3) (1)、(2)その他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額</p> <p>イ 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額</p> <p>ロ その年の12月31日における当該財産の価額の100分の5に相当する価額</p>
未決済信用取引等に係る権利・未決済デリバティブ取引に係る権利	<p>○ 当該財産のその年の12月31日における価額を、同日においてそれらの取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額により記載する場合には（Q24参照）、当該財産の取得価額は零とします。</p>

【匿名組合契約の出資の持分の価額】

Q28 匿名組合に出資をしています。その匿名組合の計算期間は毎年12月末日に終了しますが、計算書は翌年の3月末に送付されています。この場合、その出資の持分の見積価額をどのように算定すればよいのですか。

(答)

- 匿名組合契約の出資の持分の価額については、組合事業に係るその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額によることができます（通達6の2-9(6)）。
- しかしながら、当該計算期間に係る計算書等の送付が、財産債務調書の提出期限であるその年の翌年3月15日までに行われなない場合には、当該計算期間の一つ前の計算期間の計算書等に基づいて見積価額を算出しても差し支えありません。

【家庭用動産の価額】

Q29 自宅に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（Q4[参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令12の2⑥、国外送金等調書規則15①）。
- 家庭用動産については、財産の区分のうち、「現金」、「書画骨とう及び美術工芸品」又は「貴金属類」に区分されるものを除き、「その他の動産」に区分されます（国外送金等調書規則別表第三）。
「その他の動産」に区分される財産については、提出義務者の事務負担を軽減する観点から、一個又は一組の価額が10万円未満のものについては、財産債務調書への記載を要しないこととされています。
- したがって、家庭用動産を財産債務調書に記載するに当たっては、一個又は一組の価額が10万円以上の家庭用動産について、種類別、所在別にその数量と価額を記載することとなります。
- ただし、家庭用動産のうち、一個又は一組の取得価額が100万円未満のものについては、その動産の12月31日における見積価額が10万円未満のものとして取り扱って差し支えないこととされていますので（通達6の2-9(12)注書）、その動産については、財産債務調書への記載を要しないこととなります。

Q30 自宅に多数の指輪やネックレスなどを所有しています（事業用ではありません。）。この場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第三（Q4[参考]参照）に規定する財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令12の2⑥、国外送金等調書規則15①）。
- 家庭用動産については、財産の区分のうち、「現金」、「書画骨とう」、「美術工芸品」又は「貴金属類」に区分されるものを除き、「その他の動産」に区分されますが（国外送金等調書規則別表第三、通達6の2-2(3)）、貴金属類のうち装身具として用いられるものについては、その用途が事業用のものを除き、「その他の動産」に該当するものと取り扱って差し支えありません（通達6の2-2(3)注書）。
また、「その他の動産」に区分される財産については、一個又は一組の価額が10万円未満の

ものについては、財産債務調書への記載を要しないこととされています（国外送金等調書規則別表第三）。

- したがって、指輪やネックレスなどの装身具のうち、一個又は一組の価額が 10 万円以上のものについて、財産債務調書においては、「その他の動産」に区分される財産として記載することとなります。
- なお、家庭用動産のうち、一個又は一組の取得価額が 100 万円未満のものについては、その動産の 12 月 31 日における見積価額が 10 万円未満のものとして取り扱って差し支えないこととされていますので（通達 6 の 2 - 9 (12) 注書）、それらについては、財産債務調書への記載は要しないこととなります。

【保険に関する権利の価額】

Q31 生命保険に加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。

なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。

(答)

- 保険（共済を含む。）に関する権利の価額は、その年の 12 月 31 日にその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその財産の価額とします（通達 6 の 2 - 9 (13) イ）。

なお、加入している生命保険契約が、満期返戻金を定期金（年金形式）で受け取ることができる内容のものであっても同様の方法により価額を算定します。

(注) 損害保険契約に関する権利の価額についても同様の方法で算定します。

- ただし、保険会社等から、その年中の 12 月 31 日前の日においてその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を入手している場合には、その額をその財産の価額として差し支えありません（通達 6 の 2 - 9 (13) イ ただし書）。

【定期金に関する権利の価額】

Q32 生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

- 給付事由が発生している生命保険契約に基づく定期金についても、保険（共済を含む。）に関する権利の価額は、その年の 12 月 31 日にその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその財産の価額とします（通達 6 の 2 - 9 (13) イ）。

(注) 損害保険契約に関する権利の価額についても同様の方法で算定します。

- ただし、保険会社等から、その年中の 12 月 31 日前の日においてその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を入手している場合には、その額を

その財産の価額として差し支えありません（通達6の2-9(13)イただし書）。

【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資の価額】

Q33 不動産投資を目的とした民法上の組合に対して出資していますが、財産債務調書には出資額を記載すればよいのですか。

(答)

- 民法に規定する組合契約のように、営利を目的として事業を行うことができる組合に対する出資の価額は、その組合の実情に応じて、例えば、次の金額をその財産の価額とすることができます（通達6の2-9(13)ハ）。
 - (1) その事業体が行う事業に係る計算書等の送付等がある場合
「その年の12月31日又は同日前の最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき計算したその事業体の純資産価額又は利益の額」×「自己の出資割合」
 - (2) その事業体が行う事業に係る計算書等の送付等がない場合
出資額

【信託に関する権利の価額】

Q34 保有している国債を金融機関に信託して運用しています。このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

- 信託の利益を受ける権利には、信託財産の運用等によって生ずる利益を受ける権利と、信託終了後において信託財産自体を受ける権利とがあり、前者を収益の受益権、後者を元本の受益権といい、両者を含めて信託受益権といいます。
- 信託受益権の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方法により価額を算定します（通達6の2-9(13)ニ）。
 - (1) 元本と収益との受益者が同一人である場合
「信託財産の見積価額」
(注) 信託財産の見積価額は、信託財産の種類に応じて、前記Q24の方法で算定して差し支えありません。
 - (2) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合
「(1)の価額」×「受益割合」により算出した額
 - (3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合
 - イ 元本を受益する場合
「(1)の価額」－「ロにより算定した価額」により算出した額
 - ロ 収益を受益する場合
次のいずれかの方法により算定した価額
 - ① 受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額
 - ② 「その年中に給付を受けた利益の額」×「信託契約の残存年数」

[参考]「複利現価の額の合計額」とは

○ 「複利現価の額の合計額」とは、信託受益権に基づき将来受ける利益の額を次の算式によって計算した金額をいいます。

$$(1) \text{「第1年目の利益の年額」} \times \text{「1年後の複利現価率」} = A$$

$$\text{「第2年目の利益の年額」} \times \text{「2年後の複利現価率」} = B$$



$$\text{「第n年目の利益の年額」} \times \text{「n年後の複利現価率」} = N$$

$$(2) \text{「} A + B + \dots + N \text{」} = \text{信託受益権の価額}$$

(注) 1 上の算式中の「第1年目」及び「1年後」とは、それぞれ、その年の12月31日の翌日から1年を経過する日まで及びその1年を経過した日の翌日をいいます。

2 複利現価率については、その国の国債利回り等を基に計算した複利現価率によることとして差し支えありません。

【預託金等の価額】

Q35 リゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、リゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も財産債務調書への記載の対象になりますか。

(答)

○ リゾート施設を利用するための会員権の取得に際し支払った預託金又は委託証拠金その他の保証金（以下「預託金等」といいます。）で、その年の12月31日において退会することとした場合、直ちに返還を受けることができるものについては財産債務調書への記載の対象になります。

○ また、財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日に返還を受けることができる預託金等の額によることとして差し支えありません。

【無体財産権の価額】

Q36 特許権（無体財産権）を保有していますが、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

○ 特許権等の無体財産権の価額は、次のいずれかの方法によるなど合理的な方法によって見積もった価額とすることができます。

① その権利に基づき将来受けると見込まれる補償料の額の複利現価の額の合計額

② 「その年中に受けた補償料の額」×「その権利の存続期間」により算出した額

[参考]「複利現価の額の合計額」とは

○ 「複利現価の額の合計額」とは、特許権等の無体財債権に基づき将来受けると見込まれる補償料の額を次の算式によって計算した金額をいいます。

$$(1) \text{ 「第1年目の補償料の年額」} \times \text{ 「1年後の複利現価率」} = A$$

$$\text{ 「第2年目の補償料の年額」} \times \text{ 「2年後の複利現価率」} = B$$



$$\text{ 「第n年目の補償料の年額」} \times \text{ 「n年後の複利現価率」} = N$$

$$(2) \text{ 「} A + B + \dots + N \text{」} = \text{将来受けると見込まれる補償料の価額}$$

(注) 1 上の算式中の「第1年目」及び「1年後」とは、それぞれ、その年の12月31日の翌日から1年を経過する日まで及びその1年を経過した日の翌日をいいます。

2 複利現価率については、その国の国債利回り等を基に計算した複利現価率によることとして差し支えありません。

【暗号資産の価額】

Q37 暗号資産の価額は、どのように記載すればよいですか。

(答)

○ 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法6の2④、国外送金等調書令12の2②、国外送金等調書規則12⑤、15④）。

○ 活発な市場が存在する^(注1)暗号資産については、活発な取引が行われることによって一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかとなっていることから、財産債務調書を提出される方が取引を行っている暗号資産交換業者が公表するその年の12月31日における取引価格^(注2、3、4)を時価として記載します。

(注) 1 「活発な市場が存在する」場合とは、暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合をいいます。

2 「暗号資産交換業者が公表するその年の12月31日における取引価格」には、暗号資産交換業者が財産債務調書を提出される方の求めに応じて提供する残高証明書に記載された取引価格を含みます。

3 暗号資産交換業者（暗号資産販売所）において、購入価格と売却価格がそれぞれ公表されている場合には、財産債務調書を提出される方が暗号資産を暗号資産交換業者に売却する価格（売却価格）を記載して差し支えありません。

4 財産債務調書を提出される方が複数の暗号資産交換業者で取引を行っている場合には、財産債務調書を提出される方の選択した暗号資産交換業者が公表するその年の12月31日における取引価格によって評価して差し支えありません。

○ また、財産債務調書に記載する財産の価額は、その財産の時価による算定が困難な場合、その年の12月31日における財産の状況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、

合理的な方法により算定した価額を見積価額として記載しても差し支えありません。

- 暗号資産の見積価額は、例えば、次のような方法により算定された価額をいいます。
 - ① その年の12月31日における売買実例価額（その年の12月31日における売買実例価額がない場合には、その年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額
 - ② ①による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその暗号資産を譲渡した場合における譲渡価額
 - ③ ①及び②がない場合には、取得価額

【共有財産の価額】

Q38 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産が共有財産である場合は、その財産の価額は次により算定します（通達6の2-12）。
 - ① 持分が定まっている場合
その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額
 - ② 持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合を含む。）
その財産の価額を各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じてあん分した価額
- したがって、持分が明らかでない共有財産である別荘の価額については、各共有者の持分は相等しいものと推定し、その時価又は見積価額の2分の1の価額を財産債務調書に記載します。

(注) 国外財産調書を提出しなければならない方は、国外財産調書に記載する国外財産については、財産債務調書に記載する必要はありません（国外財産の価額を除く。詳細は、Q19をご確認ください。）。

【相続により取得した財産の価額】

Q39 財産債務調書の提出義務の判断に当たって、財産の相続があった場合におけるその価額の算定方法について教えてください。

(答)

- 財産債務調書の提出義務については、その年の12月31日において判断することから、相続人の財産債務調書の提出義務については、
 - ① 相続開始年の翌年の12月31日において遺産分割が行われていない場合は、法定相続分であん分した価額により判断し、
 - ② 遺産分割により相続人それぞれの持分が定まっている場合は、それぞれの持分に応じた価額により判断します（国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令10⑥、12の2④、通達6の2-12）。

(参考1) 相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します(Q1参照)。

(参考2) 遺産分割には遡及効があることから(民法909)、遺産分割が行われた場合、相続人は、相続開始時に遡って、被相続人の財産を取得することとなりますが、当該遡及効は、遺産分割までの共有状態まで否定するものではありません。

すなわち、提出後に遺産分割が行われた場合であっても、原則として、その年の12月31日における共有状態(遺産分割前の共有状態)でその提出義務を判断することになるため、遺産分割による持分で再計算した財産債務調書を再提出(法定相続分である分した価額により提出義務がないと判断していた場合は、新たに提出)する必要はありませんが、遺産分割の結果を踏まえ、訂正した財産債務調書を再提出(又は提出)いただいても差し支えありません。

Q40 昨年親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年12月31日において自分自身が保有している財産の価額の合計額が8,000万円あり、総所得金額は2,000万円を超えています。相続する財産の価額については、確定していませんが、3億円以上あると思われます。この場合、財産債務調書の提出義務はありますか。

(答)

○ 相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します(Q1参照)。

○ したがって、相続開始年であれば、相続により取得する予定の財産を除外して計算した財産の価額の合計額は8,000万円となり、価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産を有する場合とならないことから、財産債務調書を提出しないことを選択できます。

なお、相続開始年の翌年以降については、その年の12月31日において保有している財産の価額に相続した財産の価額を含めて財産債務調書の提出義務を判断することになります(遺産分割が未了の場合における相続財産の価額の算定方法についてはQ39をご参照ください)。

【借入金で取得した財産の価額】

Q41 財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。

(答)

○ 財産の価額は、時価又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています(国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令12の2②、国外送金等調書規則12⑤、15④)。

- また、財産の「時価」又は「見積価額」の意義については、次のとおりとされています（通達6の2-8）（Q21、22参照）。
 - ① 財産の「時価」

その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます。
 - ② 財産の「見積価額」

その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

- したがって、財産を借入金で取得した場合であっても、その財産の「時価」又は「見積価額」の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引くことはできません。

また、財産を取得するための借入金については、債務としてその年の12月31日における金額を記載することとなります。

【外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法】

Q42 財産債務調書に記載する財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。

(答)

- 財産の価額及び債務の金額が外国通貨で表示される場合における当該財産の価額及び債務の金額の本邦通貨への換算は、その年の12月31日における外国為替の売買相場により行うものとされています（国外送金等調書令10⑤、12の2③）。

- 具体的には、財産については、財産債務調書を提出する方の取引金融機関が公表するその年の12月31日における最終の対顧客直物電信買相場（TTB）又はこれに準ずる相場（同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場）により邦貨に換算し、財産債務調書に記載することとされています（通達6の2-15）。

- なお、財産が預貯金等で、取引金融機関が特定されている場合には、その預貯金等を預け入れている金融機関が公表する上記の相場により邦貨に換算します。

IV 債務の金額

【基本的な考え方】

Q43 債務の「金額」とは、どのような金額をいうのですか。

(答)

- 債務の金額は、その年の12月31日における債務の現況に応じ、确实と認められる範囲の金額をいいます（通達6の2-13）。
- 例えば、借入金については、その年の12月31日における借入金の元本の額を記載してください。

【連帯債務等の金額】

Q44 金融機関からの借入金について連帯して債務を負っている場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 債務の金額は、その年の12月31日における債務の現況に応じ、确实と認められる範囲の金額をいいます（通達6の2-13）。
- 連帯債務の金額については、連帯債務者のうちで負担割合が明らかになっている場合には、その負担割合に応じてあん分した金額を記載してください。
- なお、保証債務については、原則として記載する必要はありません。

【外貨で表示されている債務の邦貨換算の方法】

Q45 財産債務調書に記載する債務の金額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている債務の金額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。

(答)

- 財産の価額及び債務の金額が外国通貨で表示される場合における当該財産の価額及び債務の金額の本邦通貨への換算は、その年の12月31日における外国為替の売買相場により行うものとされています（国外送金等調書令10⑤、12の2③）。
- 具体的には、債務については、財産債務調書を提出する方の取引金融機関が公表するその年の12月31日における最終の対顧客直物電信売相場（TTS）又はこれに準ずる相場（同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い相場）により邦貨に換算し、財産債務調書に記載することとされています（通達6の2-15）。
- なお、債務が借入金等で、取引金融機関が特定されている場合にも、その借入金等を借入れている金融機関が公表する上記の相場により邦貨に換算します。

V 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

Q46 財産債務調書の提出等をしている場合の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。

(答)

- 財産債務調書制度は、保有する財産債務の種類、数量及び価額並びに債務の金額等の情報の提出をその財産債務を保有する方ご本人から求めるものです。

本制度においては、財産債務調書の適正な提出に向けたインセンティブとして、過少申告加算税及び無申告加算税（以下「過少申告加算税等」といいます。）の特例措置が設けられています（国外送金等調書法6の3）。

- 具体的には、次のような措置が講じられています。

- ① 過少申告加算税等の軽減措置（国外送金等調書法6①、6の3①）

財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産債務^(注)に関して生ずる所得で一定のものに対する所得税等又は相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%軽減されます。

(注) 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については、財産債務調書制度における過少申告加算税等の特例措置ではなく、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご注意ください（以下、②においても同様です。）。

- ② 過少申告加算税等の加重措置（国外送金等調書法6③、6の3②）

財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含みます。以下「提出等がない場合」といいます。）に、その財産債務に関する所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されます（相続財産債務については、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重措置の適用対象となりません。）。

(注) 1 相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます（Q1参照）が、価額の合計額が3億円以上の相続若しくは遺贈により取得した財産で相続開始年に取得したもの以外の財産又は価額の合計額が1億円以上の相続若しくは遺贈により取得した国外転出特例対象財産で相続開始年に取得したもの以外の国外転出特例対象財産を有している方については、その分について期限内に提出等がない場合は、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されますのでご注意ください。

2 「過少申告加算税等の加重措置」は、相続税及び亡くなられた方の所得税等についての適用はありません。

- なお、修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定（以下「修正申告等」といいます。）の内容に、「財産債務に係る事実」のほか、人的役務の提供に係る対価等に関する申告漏れや所得控除の過大適用等の「国外財産及び財産債務に係るもの以外の事実」又は重

加算税の対象となる「仮装隠蔽の事実」がある場合には、これらを除いた部分の本税額が、①の軽減措置又は②の加重措置の対象となります（国外送金等調書令 12 の 3 ⑤、国外送金等調書規則 16、通達 6 の 3 - 2）。

【加重措置の適用要件】

Q47 所得税等の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。

(答)

- 過少申告加算税等の加重措置とは、期限内に財産債務調書の提出等がない場合に、その財産債務に関する所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重される措置をいいます（相続財産債務については、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合は、加重措置の対象となりません。）（Q46 参照）。

(注) 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については財産債務調書制度における過少申告加算税等の特例措置ではなく、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご注意ください。

- この過少申告加算税等の加重措置は、具体的には以下の要件のいずれも満たす場合に適用されます（国外送金等調書法 6 ③、6 の 3 ②）。
 - ① 財産債務に係る所得税等に関して修正申告等があること。
 - ② ①の修正申告等について過少申告加算税（国税通則法 65）又は無申告加算税（国税通則法 66）の規定が適用されること。
 - ③ 提出すべき財産債務調書について期限内に提出等がないこと。

- なお、上記③の要件にある財産債務調書は、原則としてその修正申告等に係る年分の財産債務調書（提出時期でみた場合には、「その年の翌年」に提出すべき財産債務調書）となりますが、年の中途においてその修正申告等の基因となる財産債務を譲渡等により有しないこととなった場合は、これらの財産債務は、その年分の財産債務調書（その年の 12 月 31 日において所有する財産につき、その年の翌年に提出すべき財産債務調書）に記載されないことから、その年分の前年分の財産債務調書（その年の前年の 12 月 31 日において所有する財産につき、その年に提出すべき財産債務調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用について判断することとなります。

ただし、その修正申告等の基因となる財産債務が、相続財産債務（相続開始年に取得したものに限り、）である場合には、相続開始年の年分の財産債務調書から除外して提出できるため、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書はないこととなります。

【加重措置における「財産債務に係る所得税等の申告漏れ」とは】

Q48 過少申告加算税等の加重措置における、「財産債務に係る所得税等の申告漏れ」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。

(答)

- 過少申告加算税等の加重措置は、財産債務に係る所得税等の申告漏れを対象とするものですが、「財産債務に係る所得税等」とは、財産債務^(注)に関して生ずる次の所得に対する所得税等とされています（国送金等調書令12の3①、国外送金等調書規則16）。

(注) 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書については、財産債務調書制度における過少申告加算税等の特例措置ではなく、記載される国外財産については、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご注意ください。

- ① 財産から生じる利子所得又は配当所得
 - ② 財産の貸付け又は譲渡による所得
 - ③ 財産が株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利等（いわゆるストックオプション等）である場合におけるその権利の行使による株式の取得に係る所得
 - ④ 財産が生命保険契約等に関する権利である場合におけるその生命保険契約等に基づき支払を受ける一時金又は年金に係る所得
 - ⑤ 財産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに類するもの（以下「特許権等」といいます。）である場合におけるその特許権等の使用料に係る所得
 - ⑥ 債務の免除による所得
 - ⑦ 上記①から⑥までの所得のほか、財産債務に基因して生ずるこれらに類する所得
- したがって、「財産債務に係る所得税等の申告漏れ」とは、財産債務に直接基因して生ずる上記の所得に対する所得税等の申告がなかったこと又は申告額が過少であったことをいいます。
 - 過少申告加算税等の加重措置の詳細については、Q46及び47をご参照ください。

【財産債務調書の提出ができないこと又は記載ができないことについて「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは】

Q49 所得税の税務調査の際に、財産債務調書に記載すべき相続した財産に係る申告漏れを指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは具体的にどういった場合が該当するのか教えてください。

(答)

- 財産債務調書の提出ができないこと又は記載ができないことについて「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは、例えば、財産債務調書の提出義務者又は当該提出義務者以外の者で財産債務調書に記載すべき相続財産債務に関する書類を保有する者が、災害があったこと、又は病気による入院をしたこと等により、財産債務調書の記載又はその提出が困難であると認められる場合などのほか、相続財産債務の内容、管理状況その他の客観的な事実に基づき、相続人が相続財産債務の存在を知り得ることが困難であると認められる場合が

これに該当します（通達6の3-4の2）。

- なお、この相続財産債務の存在を知り得ることが困難であると認められる場合とは、相続人が通常考えられる財産調査を尽くした事実があるものの、被相続人が生前に一部の相続人しか知り得ない方法により財産を管理しており、その一部の相続人から知らされていなかったことにより、財産債務調書の提出期限において、その相続財産債務の存在を他の相続人が知らなかった場合などが考えられます。

Q50 所得税の税務調査の際に、一昨年相続した相続財産について申告漏れを指摘されました。昨年の12月31日において保有している財産は、その存在を把握していた相続財産A（価額4億円）及びその存在を知り得ることが困難であると認められる相続財産B（価額4億円）のみです。昨年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が3,000万円である場合で、昨年分の財産債務調書を提出していなかったときに、相続財産Bに係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。

(答)

- 財産債務調書の提出がない場合の過少申告加算税等の加重措置については、相続財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合（Q49参照）には、適用されないこととされていますが、相続財産を有する者が、その価額の合計額が3億円を超える財産で相続財産以外のもの（以下「固有財産」といいます。）を有する場合には、相続財産に係る所得の申告漏れを含めて、過少申告加算税等の加重措置の適用対象とすることとされています（法6の3②一）。
- これは、総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超える場合には、固有財産のみで財産債務調書の提出義務（Q2参照）があるため、財産債務調書を提出しなかった場合には、相続財産も含めて過少申告加算税等の加重措置の適用対象とするものです。
- お尋ねの場合については、上記の取扱いを踏まえ、その存在を把握していた（財産債務調書を提出しないことについて責めに帰すべき事由がある）相続財産Aのみで財産債務調書の提出義務があるため、その存在を知り得ることが困難であると認められる相続財産Bに係る所得の申告漏れについても、過少申告加算税等の加重措置が適用されます。
- なお、上記の間において、相続財産Aを記載した財産債務調書を提出していた場合、相続財産Bに係る所得の申告漏れについては、過少申告加算税等の加重措置は適用されません（法6の3②二）。

【年の途中で財産債務を有しなくなった場合】

Q51 令和3年中に国内で保有していたB社株式の全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、どの年分の財産債務調書になりますか。

(答)

- 過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、原則としてその修正申告

等に係る年分の財産債務調書（提出時期でみた場合には、「その年の翌年」に提出すべき財産債務調書）となります。

ただし、「年の中途においてその修正申告等の基因となる財産債務を譲渡等により有しないこととなった場合」には、これらの財産債務は、その年分の財産債務調書（その年の12月31日において所有する財産につき、その年の翌年に提出すべき財産債務調書）に記載されないことから、その年分の前年分の財産債務調書（その年の前年の12月31日において所有する財産につき、その年に提出すべき財産債務調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用について判断することとなります（国外送金等調書法6④一、6の3③）。

- したがって、令和3年中に保有するB社株式の全てを譲渡していること及び当該譲渡に伴い生じた所得について申告漏れがあったことから、上記の「年の中途においてその修正申告等の基因となる財産債務を譲渡等により有しないこととなった場合」に当たりますので、過少申告加算税等の加重措置の適用については、その年分の前年分、つまり令和2年12月31日において所有する財産につき、令和3年に提出すべき財産債務調書により判断することとなります。

（注） 過少申告加算税等の加重措置の概要及び要件の詳細については、Q46及びQ47をご参照ください。

- なお、銘柄、用途及び所在が同一であることから、同一の区分として記載されることとなる株式^(注)について、その一部を譲渡した場合においても、これらの譲渡した株式については、その年分の前年分、つまり令和2年12月31日において所有する財産につき、令和3年に提出すべき財産債務調書により判断することとなります。

（注） 同一銘柄の株式であっても、預入先の証券会社の営業所等が異なる場合や用途が異なる場合には、その異なるごとに「個々の財産」として記載する必要がありますので、上記の取扱いに当たっては、ご注意ください。

- ただし、その修正申告等の基因となる財産債務が、相続財産債務（相続開始年に取得したものに限り、）である場合は、相続開始年の年分の財産債務調書から除外することができるため、その株式が相続財産であって、その相続が令和2年中に開始したものである場合は、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書はないこととなります。

【提出期限後に提出された財産債務調書の取扱い】

Q52 提出期限内に財産債務調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。

（答）

- 提出期限後に財産債務調書を提出した場合であっても、その財産債務に関する所得税等又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなして、過少申告加算税等の特例を適用することとされています（国外送金等調書法6⑥、6の3③）。

- したがって、提出期限後に財産債務調書を提出した場合であっても、財産債務に関する所得税等又は相続税について申告漏れが生じた場合における過少申告加算税等の軽減措置の適用

を受けることができる場合があります。

VI その他

【提出した財産債務調書に誤りがあった場合】

Q53 提出した財産債務調書の記載内容に誤りのあった場合の訂正方法について教えてください。

(答)

- 財産債務調書（相続開始年の年分に係る財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます。Q1参照）はその年の翌年の3月15日までに提出していただく必要がありますが、提出した財産債務調書の記載内容に誤りや記載漏れがあった場合には、提出期限内だけでなく、期限後であっても、再度提出していただくことで、訂正が可能です。

- その際には、当初提出していただいた財産債務調書及び財産債務調書合計表に記載済みの財産債務を含め、全ての財産債務を記載していただく必要があります。
(注) 誤りや記載漏れのあった財産債務のみを記載して財産債務調書等を再提出するものではありませんのでご注意ください。

- なお、財産債務調書の記載事項については、Q4からQ19をご参照ください。

- これらは、後に、財産債務に関して所得税等や相続税の申告漏れ等が生じた場合、過少申告加算税等の特例の適否の判断等を円滑に行うために記載を求めるものですので、財産債務調書の記載に当たっては、正確な記載をお願いします。
(注) 期限後の提出であっても、それが所得税等の更正等を予知してされたものでないときは、期限内に提出されたものとみなされます（国外送金等調書法6⑥、6の3③）。